

武庫川流域委員会 委員長松本誠様

武庫川を愛する尼崎市民の会 担当 丸尾雅美

第50回・第51回委員会での説明・意見を聞いて

## 武庫川基本方針は委員会提言による総合治水の精神と方針を基本とせよ

武庫川流域委員会の提言は、これからの河川政策について、従来の河道対策のみに頼るのではなく、流域対策や超過洪水対策など総合的な施策によって、洪水災害に対処しようとしている。それは武庫川の自然と景観を守り、人間と自然の共生を目指すものだ。武庫川の基本方針が、この精神に基づいて策定されるべきは当然のことである。提言のなかで「基本方針に新規ダムの選択を残した」ことは、県河川当局に新規ダム復活の思いをかきたてるかもしれないと危惧したが、案の定当局から出された原案は、新規ダムへの地ならしを進めるものととれる。

委員会は武庫川の治水事業について、「環境を優先した河道工事への対応指針」と「生き物およびその生息環境の持続に関する2つの原則」を確認している。この指針と原則こそ、基本方針において履行されるべきすばらしい果実である。

提言作成の最終段階で表明された、村岡さんの結語に「かけがえのない財産としての武庫川溪谷を、武庫川づくりの基準として対応した」とある。田村さんの「文化としての武庫川溪谷の環境と景観を継承する」との精神は基本方針においてこそ生かされなければならない。

## 環境保全を脅かす最大要因は新規ダム ダム問題は低次元ではない

「環境をとるのか、ダムをとるのか」との設問などは低次元の話題だ。自然環境を優先順位におくことは、提言の「指針と原則」に沿うことであり、いまや人類の歴史的使命である。しかし委員の中の、ダム問題を低次元のこととして貶める主張は、ダム推進を望む勢力を鼓舞する危険をおかす。自らを中立的で客観的に装い、発言に説得性を確保しようとの意図は、提言が目指す環境保全の目標につながるものではないだろう。新規ダムの建設の可否は、武庫川の環境保全を脅かす最大のテーマだ。巨大な新規ダムは提言に込められた「指針と原則」を吹き飛ばしてしまう。

## 基本方針に「新規ダムを作らない努力」を盛り込むことを願う

提言のなかの「水環境総合アセスメント」で指摘されている。治水事業について①従来は「事業実施に際し環境に配慮する」であり、②今後は「環境に最も望ましい事業形態を求める」とある。この違いの重大さの認識が大切だ。

そもそも基本方針については、委員会で十分な検討と議論がなされていない。あわただしく強行日程で決められた「基本高水」をはじめ、基本高水に影響する粗度係数、流出土砂の検討など、課題が積み残されたままだ。そして、これらの検討が目指すのは、委員会が確認した「指針と原則」に基づく「環境に望ましい基本方針」であるはずだ。

## 県当局が進める治水推進各種会議の検討審議経過を公開せよ

## 流域委員会が既存ダム活用協議に積極的にかかわることを求める

県河川当局は、流域委員会とは別に、武庫川総合治水を進める体制を敷き、目標流量や流域対策や既存ダムなどの検討を進めている。これらを技術的・専門的な立場から検証するために河川審議会に4名からなる専門部会を設け、非公開の審議においてとりまとめを行っている。これら機関における検討審議の内容を明らかにするとともに、このような作業に流域委員会が積極的にかかわっていくことが必要だ。特に既存ダムの活用は武庫川治水にとって大きな意味を持つ。目標流量の設定と既存ダム活用の検討は、提言の生死にかかわる。公開と参画の原則を貫き、これらの策定作業は、専門家もメンバーに含んでいる流域委員会の主導で進められることが望ましい。

2007年7月28日

武庫川流域委員会委員長 松本 誠 様

武庫川河川整備基本方針は武庫川流域委員会の提言に則り、流域対策、総合治水の位置付けを明確にし、河川環境を重視した河川整備基本方針となるように、慎重審議を申し入れます。

兵庫県は、昨年8月の武庫川流域委員会の「武庫川の総合治水へ向けての提言」を受けて河川整備基本方針の原案をまとめ、2007年7月6日、第50回流域委員会に提示しました。

武庫川流域委員会は学者、住民参加のもと2004年3月に第1回会議を開いて以来、2年余、1000時間の討議のすえ、意欲的な提言をまとめました。

提言にはいくつかの特徴がありますが、中でも重要な提言の特徴は総合治水についてです。それは、全国の部分的な総合治水の経験に学びながら、全面的な総合治水へ取り組んだことを特徴としています。

詳細な流域対策、学校、公園、水田、ため池による一時貯留、森林対策、既設ダムの治水利用などの提言でした。流域対策について提言は超長期の治水も考慮して、発想の転換と制度改善を挙げています。

しかし、今回の県当局提示の「基本方針原案」は、基本高水ピーク流量の構成から「流域対策による流出抑制量」を外して別枠計上として、基本高水のピーク流量は「洪水調節施設による調整流量」と「河道への分配流量」と固定して、論議を河道と洪水調整施設へ限定して、結局河道を掘り広げ、新しいダムを造ればよいとの従来形の発想にとどめる原案の提示となりました。全国の長期治水計画ではダムを造ったが、全体の計画は未完成のままという例もみられます。

基本方針の実現に何年かけて行うのかも全く明らかではありません。

武庫川環境調査も、新規ダムを前提にした調査でしかありえない特定の植物についてのみの移植実験などを強行していますが、当面20～30年間は新規ダム不要とした、流域委員会の提言を、無視した対応であり、許されません。

武庫川河川整備基本方針は武庫川流域委員会の提言に則り、流域対策、総合治水の位置付けを明確にし、河川環境を重視した河川整備基本方針となるように、慎重審議を申し入れます。

2007年8月10日

団体署名

武庫川と愛子会  
代表 名田直合子

**武庫川河川整備基本方針は武庫川流域委員会の提言に則り、流域対策、総合治水の位置付けを明確にし、河川環境を重視した河川整備基本方針となるように、慎重審議を申し入れます。**

兵庫県は、昨年8月の武庫川流域委員会の「武庫川の総合治水へ向けての提言」を受けて河川整備基本方針の原案をまとめ、2007年7月6日、第50回流域委員会に提示しました。

武庫川流域委員会は学者、住民参加のもと2004年3月に第1回会議を開いて以来、2年余、1000時間の討議のすえ、意欲的な提言をまとめました。

提言にはいくつかの特徴がありますが、中でも重要な提言の特徴は総合治水についてです。それは、全国の部分的な総合治水の経験に学びながら、全面的な総合治水へ取り組んだことを特徴としています。

詳細な流域対策、学校、公園、水田、ため池による一時貯留、森林対策、既設ダム of 治水利用などの提言でした。流域対策について提言は超長期の治水も考慮して、発想の転換と制度改善を挙げています。

しかし、今回の県当局提示の「基本方針原案」は、基本高水ピーク流量の構成から「流域対策による流出抑制量」を外して別枠計上として、基本高水のピーク流量は「洪水調節施設による調整流量」と「河道への分配流量」と固定して、論議を河道と洪水調整施設へ限定して、結局河道を掘り広げ、新しいダムを造ればよいとの従来形の発想にとどめる原案の提示となりました。全国の長期治水計画ではダムを造ったが、全体の計画は未完成のままという例もみられます。


基本方針の実現に何年かけて行うのかも全く明らかではありません。

武庫川環境調査も、新規ダムを前提にした調査でしかありえない特定の植物についてのみの移植実験などを強行していますが、当面20～30年間は新規ダム不要とした、流域委員会の提言を、無視した対応であり、許されません。

武庫川河川備基本方針は武庫川流域委員会の提言に則り、流域対策、総合治水の位置付けを明確にし、河川環境を重視した河川整備基本方針となるように、慎重審議を申し入れます。

2007年8月15日

団体署名

21世紀の武庫川を考える  
代表 奥川 和三郎  
〒663- 西宮市  
TEL/FAX  


武庫川流域委員会委員長 松本 誠 様

**武庫川河川整備基本方針は武庫川流域委員会の提言に則り、流域対策、総合治水の位置付けを明確にし、河川環境を重視した河川整備基本方針となるように、慎重審議を申し入れます。**

兵庫県は、昨年8月の武庫川流域委員会の「武庫川の総合治水へ向けての提言」を受けて河川整備基本方針の原案をまとめ、2007年7月6日、第50回流域委員会に提示しました。

武庫川流域委員会は学者、住民参加のもと2004年3月に第1回会議を開いて以来、2年余、1000時間の討議のすえ、意欲的な提言をまとめました。

提言にはいくつかの特徴がありますが、中でも重要な提言の特徴は総合治水についてです。それは、全国の部分的な総合治水の経験に学びながら、全面的な総合治水へ取り組んだことを特徴としています。

詳細な流域対策、学校、公園、水田、ため池による一時貯留、森林対策、既設ダムの治水利用などの提言でした。流域対策について提言は超長期の治水も考慮して、発想の転換と制度改善を挙げています。

しかし、今回の県当局提示の「基本方針原案」は、基本高水ピーク流量の構成から「流域対策による流出抑制量」を外して別枠計上として、基本高水のピーク流量は「洪水調節施設による調整流量」と「河道への分配流量」と固定して、論議を河道と洪水調整施設へ限定して、結局河道を掘り広げ、新しいダムを造ればよいとの従来形の発想にとどめる原案の提示となりました。全国の長期治水計画ではダムを造ったが、全体の計画は未完成のままという例もみられます。

基本方針の実現に何年かけて行うのかも全く明らかではありません。

武庫川環境調査も、新規ダムを前提にした調査でしかありえない特定の植物についてのみの移植実験などを強行していますが、当面20～30年間は新規ダム不要とした、流域委員会の提言を、無視した対応であり、許されません。

武庫川河川整備基本方針は武庫川流域委員会の提言に則り、流域対策、総合治水の位置付けを明確にし、河川環境を重視した河川整備基本方針となるように、慎重審議を申し入れます。

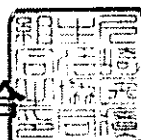
2007年8月16日

団体署名

尼崎市稲葉荘4丁目3番19号

尼崎医療生活協同組合

理事長 船越正信



2007年8月21日

武庫川流域委員会  
松本 誠委員長様

つづき研二

県の武庫川水系河川整備基本方針（原案）にたいする意見  
【前回提出した私の意見への補充と追加】

前回の武庫川流域委員会へ、県に対する質問として、「県の武庫川水系河川整備基本方針（原案）にたいする意見と質問」を提出させていただきましたが、改めて、基本高水ピーク流量の設定に関する補充意見と、流下能力問題、治水基本方針の考え方の基本について県への意見と質問を提出しますので、よろしくお願ひします。

1. 基本高水ピーク流量に関して

前回の私の指摘（上中流域での雨水の滞留）について、県が、水田貯留問題にすりかえ矮小化する発言を行なっていますので（8月の県議会政務調査会）、改めて意見を述べます。

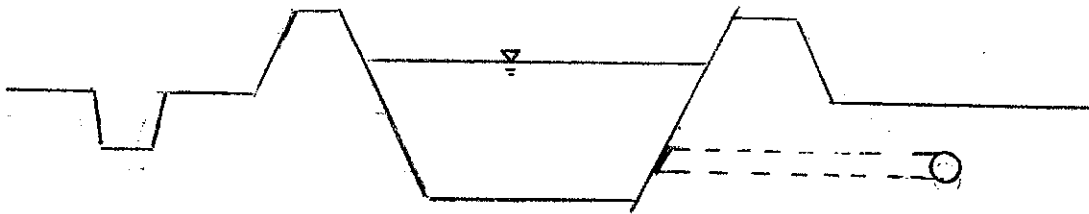
- ① 武庫川溪谷以北の武庫川本川、伊丹や宝塚区域の天王寺川、天神川のほとんど、さらに有馬川、有野川などの下流でも洪水の滞留、貯留現象が起きる可能性

武庫川溪谷以北の武庫川本川、伊丹や宝塚区域の天王寺川、天神川のほとんどは、堤防が盛土形状（あるいは半盛土）となっており、そのため、上記河川から洪水が溢れば、それぞれの流域毎に、流域での洪水の滞留・貯留状況がおき、県が想定している時間に所定の洪水量が下流に流れず、ピーク流量が大きく減少します。

- ② 上記の河川に流入する小河川、水路、雨水幹線などでも溢れて滞留

また、上記の河川が溢れない場合でも、上記の「武庫川溪谷以北の武庫川本川、伊丹や宝塚区域の天王寺川、天神川」のそれぞれの流域で雨が降った場合、小河川、水路、雨水幹線などでそれぞれ「武庫川溪谷以北の武庫川本川、伊丹や宝塚区域の天王寺川、天神川」に流入することになりますが、小河川、水路、

雨水幹線は、きわめて低い流下能力にしかセットされていないために、100年確率の大雨ともなれば、小河川、水路、雨水幹線の流下能力を超えて、地域に洪水が溢れる状態になることは避けられません。しかも、溢れた洪水が、本来流れ込むべき当該河川は、盛土形状の堤防のために、地表から直接当該河川に流れ込めません。流れ込み方は、やはり、小河川、水路、雨水幹線を通じてしか流れ込めません。となると、小河川や、水路、雨水幹線の流量に余裕ができる状況にならなければ、地表に溢れた洪水は流れ込むことはできないので、相当な滞留が続きます。また、流れ込むべき相手の「武庫川溪谷以北の武庫川本川、伊丹や宝塚区域の天王寺川、天神川」の水位のほうが、小河川や、水路、雨水幹線の水位よりも高い場合が多いので、「武庫川溪谷以北の武庫川本川、伊丹や宝塚区域の天王寺川、天神川」の水位が一定程度下がらなければ、地域の滞留した洪水は下流に流れないことともなります。(実際、これらの河川では、流れ込む水路や雨水幹線口には逆流防止弁をつけている場合がよく見られます。)



③滞留現象は、下流のピーク流量を大きく下げる要因となることは明らか。なぜ、きちんと検討しないのか。

「武庫川溪谷以北の武庫川本川、伊丹や宝塚区域の天王寺川、天神川」だけでなく、有馬川や有野川などでもこういった堤防形状が見られ、これらの滞留状況は相当広範囲に及ぶと考えられます。これらの滞留状況を流出係数などで織り込み済みと言うのは説得力がまったくないごまかしと言わざるを得ません。しかも、これまでの流域委員会での説明では、ある時は、折込済みと言い、ある時は、下流のピーク流量の算定は、上流部の未改修の状態で考えるべきでない、改修済みを前提に考えるべきと言うなど、その場しのぎの見解に終始しています。

ついでに述べると、改修済みを想定すべきと言うのは、現実をまったく無視した架空の論理です。小河川や、水路、雨水幹線において、100年確率に対応できる改修が完了するなどと言うのはありえませんし、そんな計画はどこの

市町も持っていません。

開発による調整池は、事細かに現状に合わせ、「100年」計画でも現状より調整池が増えたり機能アップすることはありえないとしながら、上流域の滞留問題の検討では、未改修はありえない、100年確率に合った改修レベルで流出を検討すると言うのは、ご都合主義もはなはだしいと言わねばなりません。

これらの点を考えると、県が、きわめて過大なピーク流量を設定していると言うことがわかります。滞留、貯留現象をチェックし、ピーク流量の設定は全面的に見直すべきです。

## 2. 下流の流下能力の疑問を解明すべき

①これまでも議論になっていることですが、23号台風では、計画水位よりも1m以上も低い所で、毎秒2900 $\text{m}^3$ 流れたのに、県の流下能力算定では、計画水位でも毎秒2500 $\text{m}^3$ しか流下能力がないとしか算定しないという矛盾についてはいまだになんら解明されていません。しかし、この差は、新規ダム一個分に相当する違いで、ゆるがせにできない疑問点です。「100年」計画という超長期の基本方針決定においても、この重大な疑問について、解明しないと言う姿勢は到底許されないことと考えます。

通常で考えられないような流れ方をしたなどと言う説明が以前、なされましたが、通常で考えられないような流れ方なのか、2900 $\text{m}^3$ も流れる時ならいつも当然おきる流れ方なのか、まったく解明されていません。超長期と言う、今すぐに手をつける工事計画を決めるのでない以上、本来、この重要な疑問点は解明した上で、超長期の方針決定をすべきです。それどころか、解明することの必要性すら明記しない「100年」計画とは何なのか。解明しないと言う立場に固執する県の姿勢に重大な疑問を感じます。新規ダムをつくるルールさえ作ればよいという「100年」計画なのかと、疑惑を持たざるを得ません。

計画水位よりも1m以上も低い所で、2900 $\text{m}^3$ 流れたという事実と、県の流下能力算定では、計画水位でも2500 $\text{m}^3$ しか流下能力がないとしか算定しない言う矛盾は、県がどのように口で説明しようとする解決できない矛盾です。実証的立場からの検証をするという、事実に対して謙虚な姿勢で、基本方針を検討する立場に立つことを求めます。

②数百億円のむだな投資をする道を基本方針に盛り込むべきでない。

ダム一個分に相当する疑問を解明しないままことを進めるということは、ダム一個分の無駄な投資を引き起こす道をつくることともなりかねず、県政と県民に数百億円もの無用な投資を押し付けることとなります。そのような膨大な



むだな投資をすすめる方向を決定付ける基本方針の決定はすべきではありません。

3. 想定を超える洪水が起きても人命に影響を与えない観点で治水基本方針を立てるべき。それには、新規ダムは不適當。

想定を超える大洪水が起きても人命には影響を与えないことを治水計画に貫くべきです。超長期の治水基本方針ともなればそれは当然と考えます。

そういう意味でも治水基本方針の考え方の基本は、①洪水の付けを下流に集中し、しわ寄せするやり方はしない。②洪水の被害は全流域に分散させる。③堤防の決壊が人命に重大な影響を与えることから、どんな洪水が起きても堤防の決壊は絶対に起こさない対策を基本柱とし、最優先課題として位置づける。

武庫川の場合は、溪谷に予定している新規ダムは、①と②の考え方に逆行するので、治水基本方針からもはずす。なぜなら、新規ダムを武庫川溪谷に造るという考え方は、上流からの洪水を新規ダムに集めてこそ、その効果を発揮することとなりますが、そのため、洪水を集めることが治水計画の柱となり、結局、被害の分散の取り組みをおろそかにします。被害の分散思想と相容れません。